

大熊町 御中

双葉町 御中

中間貯蔵施設に関する住民説明会の開催に当たって

環 境 省
復 興 庁

今般、大熊町、双葉町、福島県の皆様に御理解をいただき、中間貯蔵施設に関する住民説明会を今月 31 日から開催させていただくこととなりました。

これに先立って、中間貯蔵施設等に関わる以下の課題について、4月25日の回答に加えて、地元の関心が高い他の項目も含めて、現時点での国の考えを改めて整理しました。こうした点も含めて、国として、中間貯蔵施設の必要性・安全性、用地補償の考え方、生活再建策・地域振興策等について、住民の皆様に丁寧な説明を尽くしていきたいと考えております。また、住民説明会を通じて住民のニーズをお聞きして、更に具体的な内容を早期にお示ししたいと考えております。

除染を一刻も早く進め、復旧・復興の目途をつけるため、中間貯蔵施設について、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

(1) 法制化

これまでお約束しているとおり、閣議決定している「中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を更に明確化すべく法律で規定したいと考えております。

また、中間貯蔵施設の整備や管理等は、国が責任を持って行うことが不可欠であり、この実施体制を強化・補完するべく専門的な組織の活用を図ります。

このため、日本環境安全事業株式会社法に、中間貯蔵施設に関する国の責務を明確に位置付けた上で、上述の閣議決定の内容を明確に規定したいと考えております。また、ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処理に実績のある同社が、国等の委託により中間貯蔵に係る事業を実施できるように

し、会社の名称も「中間貯蔵」を位置付けたものに変更したいと考えております。

このように、国として責任をもって、法制化に取り組んでまいります。

(2) 用地の取扱い

① 用地補償等

中間貯蔵施設の用地に係る補償については、土地については、専門家の評価も踏まえつつ、「将来使えるようになる土地」として補償します。また、建物等についても同様に、適正に補償します。

さらに、今般の事故後の状況に応じて特別に必要な補償も加えることといたします。具体的には、避難指示により避難を余儀なくされている中で、土地の提供・建物の移転等をしていただいた場合には、家財道具などの動産を保管する費用を補償額の算定に加えるなど個々の状況に応じて対応します。

なお、中間貯蔵施設の用地として土地が売却された場合でも、その土地に住所がある方の現在の住民票はそのままにしておけないか総務省をはじめ政府内で検討しています。

② 中間貯蔵施設の土地の取扱い

先祖伝来の土地に対する地元の思いに応え、また、最終処分場になってしまうのではないかと御懸念を踏まえ、賃貸借を含む様々な選択肢について、制度面や手続面など様々な角度から検討を進め、お示しします。中間貯蔵施設の跡地利用についても、地域の復興や振興につながるよう、地元の意向がしっかりと反映できる方策を検討してまいります。

(3) 生活再建策・地域振興策

賠償や用地補償、既存の復興事業、福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金等と相まって、中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するために必要な事業を実施可能とするための極めて自由度の高い交付金を措置することとし、施設の建設受入の是非の判断時期までに、その規模を含め協議し、提示します。当該交付金に基づく事業としては、例えば、ふるさとの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上等に係る事業などが挙げられ、両町への交付分については直接交付することを検討します。

これにより、地域が主体的にしっかりと生活再建・地域振興に取り組めるようにしてまいります。

(4) 地域の文化遺産・墓地等

被災者の皆様にとって心の拠り所ともなっている、地域の文化遺産・伝統、墓地等について、住民の方々の要望等にしっかりと耳を傾け、きめ細やかな対応を行ってまいります。

文化遺産については、施設配置案の検討に当たって、土地改変を伴う土壌貯蔵施設が重要な埋蔵文化財にできるだけかからないようにするなどの配慮を行っており、今後とも関係機関と連携してしっかりと対応してまいります。

また、特に墓地については、既存の墓地等への移転、町の御協力を得て新たに代替となる墓地を新設しての移転のほか、墓地が存置されている間の墓参の確保も含めて、住民の方々の意向と要望をしっかりと踏まえつつ、本地域の慣習にも配慮した気持ちの通った対応を心がけてまいります。